

材の掲示板

石綿健康被害救済法

が改正されました

平成20年6月に改正石綿健康被害救済法が公布され、12月1日から施行されました。

○石綿健康被害救済法とは？

・石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために、石綿健康被害救済法が制定され、平成18年3月27日から施行されました。この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給される（※1）とともに、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族の方に対して特別遺族給付金（※2）が支給されます。

※1
労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っています。詳しくは、こちらを

ご覧ください。

<http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※2

特別遺族給付金（改正前）

・特別遺族給付金とは、石綿を原因とする中皮腫や肺がん等により亡くなった労働者のご遺族の方について、石綿救済法の施行日（平成18年3月27日）において、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅していた場合に支給されるものです。

○改正のポイントは？

請求期限の延長

（改正前）平成21年3月27日まで
（改正後）平成24年3月27日まで

支給対象の拡大

（改正前）平成13年3月26日まで
に亡くなった労働者のご遺族の方
（改正後）平成18年3月26日まで
に亡くなった労働者のご遺族の方
※労災保険の遺族補償給付を受け

電話番号

役場(代表) ☎ 79-2111
いきいきふれあいセンター ☎ 79-7100
国保診療所 ☎ 79-2220
教育委員会 ☎ 79-2216
社会福祉協議会 ☎ 79-2561
ゆうゆうハウス ☎ 79-2861
JA勝英英北支店西粟倉出張所 ☎ 79-2311
森林組合 ☎ 79-2326
商工会 ☎ 79-2230
駐在所 ☎ 79-2003
ひかり電話をご利用の場合は、市内局番の前に「2」を付けてください。

る権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。
平成18年3月27日以降に亡くなった労働者のご遺族の方は、労災保険の遺族補償給付のみの支給対象となり、請求権は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続きを行ってください。

労務管理講習会のお知らせ

日時 平成21年2月23日（月）
13時30分～16時30分

場所 グリーンヒルズ津山
リージョンセンター

対象 事業主と労務管理担当者

定員 150人

内容 ①平成20年度からの健康づくりメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導について（講師
（財）岡山県健康づくり財団保健師 小野仁美氏）

②労務管理の留意点等について（講師 津山労働基準監督署第一課長 池田明氏）

③改正次世代育成支援対策推進法について（講師 岡山労働局 雇用均等室地方短時間労働指導官 江草康成氏）
④国の各種助成制度について（講師 津山公共職業安定所 雇用指導官 安藤啓一氏）

参加費 無料

申込方法 所定の用紙に必要事項を記入し、郵送又はFAXで申し込む

締切 2月2日（月）

○申込、お問い合わせ先は

〒七〇八—〇〇二二
津山市山下九二—一 岡山県労働基準協会津山支部（雇用労働センター内）

☎〇八六八—二二—五四五四
FAX〇八六八—二五—二二六〇